

奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十七号

奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成二十年三月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、本則に次の一号を加える。

三 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（以下「新条例」という。）本則第三号に掲げる事務に係る法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により奈良県教育委員会がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事とした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に新条例本則第三号に掲げる事務に係る法令等の規定により奈良県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（奈良県附属機関に関する条例の一部改正）

4 奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会の項の次に次のように加える。

奈良県文化財保存活用認定会議	保存及び活用の必要性等のある県内の文化財の認定に関する事項についての審査に関する事務
奈良県文化財保護体系推進会議	文化財保護の体系に関する重要事項についての審議に関する事務

別表知事の部奈良県文化財保存活用認定会議の項を削り、同表教育委員会の部奈良県文化財保護体系推進会議の項を削る。

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十五条第一項」を「第五十五条第十項の規定によりみなして適用する同条第一項」に改め、「及び教育委員会」を削る。

第四条及び第五条を削る。

別表第一中三十三の項を三十四の項とし、三十二の項を三十三の項とし、三十一の項を三十二の項とし、同表の三十の項事務の欄中「二十九の項」を「三十の項」に改め、同項を同表の三十一の項とし、同表中二十九の項を三十の項とし、十二の項から二十八の項までを十三の項から二十九の項までとし、十一の項の次に次のように加える。

<p>十二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下この項において「法」という。)及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第二百二十五条第一項の規定による許可(政令第五条第四項第一号に掲げるものに限る。)</p> <p>2 法第二百二十五条第三項において準用する法第四十三条</p>	<p>平群町 斑鳩町 川西町 三宅町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町</p>
--	--

<p>第四項の規定による命令又は許可の取消し（1の許可に係るものに限る。）</p> <p>3 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求（1の許可に係るものに限る。）</p> <p>4 法第百三十一条第一項の規定による実地調査及び調査のための必要な措置（1の許可に係るものに限る。）</p>	<p>河合町 吉野町 大淀町</p>
---	--------------------

別表第二中三十五の項を三十八の項とし、三十四の項を三十六の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>三十七 奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第四十四条の規定による届出の受理 2 条例第四十五条第一項の規定による許可の申請の受理 3 条例第四十六条において準用する条例第七条の規定による届出の受理 4 条例第四十六条において準用する条例第十一条の規定による届出の受理 5 条例第四十六条において準用する条例第十九条第一項の規定による届出の受理 	<p>各市町村</p>
---	-------------

別表第二中三十三の項を三十五の項とし、九の項から三十二の項までを十一の項から三十四の項までとし、八の項の次に次のように加える。

<p>九 文化財保護法（以下この項において「法」という。）及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号。以下この項において「規則」という。）</p>	<p>各市町村</p>
--	-------------

<p>）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第四十三条第一項の規定による許可の申請の受理及び許可証の交付 2 法第九十二条第一項（法第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理 3 法第九十二条第二項の規定による指示及び命令の通知 4 法第九十三条第二項の規定による指示の通知 5 法第九十四条第一項の規定による通知の受理 6 法第九十四条第二項の規定による通知 7 法第一百五十五条第二項の規定による届出の受理 8 法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請の受理及び許可証の交付 9 法第六十八条第一項及び第二項の規定による同意の申請の受理及び同意の伝達 10 規則第三条第一項（規則第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理 	
<p>十 文化財保護法（以下この項において「法」という。）及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する法第三十三条の規定による届出の受理 2 法第二百二十七条第一項の規定による届出の受理 3 法第三百三十六条の規定による届出の受理 4 規則第三条の規定による報告の受理 	<p>各市町村</p>

別表第三及び別表第四を削る。

（奈良県手数料条例の一部改正）

6 奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十六の項の次に次のように加える。

八十 六の 二	古式銃砲又は刀剣類登録申請手数料	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十四条第一項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査	六千三百円	登録申請のとき。
八十 六の 三	古式銃砲又は刀剣類登録証再交付手数料	銃砲刀剣類所持等取締法第十五条第二項の規定に基づく登録証の再交付	三千五百円	再交付申請のとき。
八十 六の 四	刀剣類製作承認申請手数料	銃砲刀剣類所持等取締法第十八条の二第一項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査	八百円	承認申請のとき。

（奈良県教育委員会手数料条例の一部改正）

7 奈良県教育委員会手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表の十四の項から十六の項までを削る。

（奈良県文化財保護審議会条例の一部改正）

8 奈良県文化財保護審議会条例（昭和五十年十二月奈良県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十条」を「第九十条第二項」に改め、「奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に」を削る。

第二条中「教育委員会」を「知事」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三条第三項中「学識経験」を「文化財に関して優れた識見」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第八条中「教育委員会事務局」を「地域振興部」に改める。

(奈良県文化財保護条例の一部改正)

9 奈良県文化財保護条例(昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「奈良県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に改める。

第四条第一項から第四項まで及び第六項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第五条第一項及び第四項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第五項中「第二項で」を「第二項において」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第六条第一項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び知事」に改め、同条第二項中「特別の事情」を「当該県指定有形文化財の適切な管理のため必要」に改め、「ときは、」の下に「法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を」を加え、「責に」を「責めに」に、「を選任する」を「に選任する」に改め、同条第三項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第七条、第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十一条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第十二条中「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条ただし書中「教育委員会規則の」を「規則で」に改める。

第十五条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十六条第一項中「き損し」を「毀損し」に、「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「き損して」を「毀損して」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第十七条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十八条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第三項及び第四項中「教育委員会」を「知事」に、「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第十九条第一項中「教育委員会に」を「知事に」に改め、同項ただし書中「教育委

員会規則の」を「規則で」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に改め、「前項の」の下に「規定による」を加える。

第二十条第一項及び第二項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第四項中「教育委員会」を「知事」に、「責」を「責め」に改め、同条第五項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第六項中「き損したとき」を「毀損したとき」に改め、同項ただし書中「責に」を「責めに」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

第二十二条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第二十三条第一項中「教育委員会」を「知事」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「現状の変更」を「現状変更」に改め、同項第二号中「き損して」を「毀損して」に改め、同項第三号中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第四号中「あらためて」を「改めて」に改める。

第二十四条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第二十五条第一項中「教育委員会」を「知事」に、「第七十一条」を「第七十一条第一項」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「教育委員会」を「知事」に改める。

第二十六条第一項、第二項、第四項及び第六項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第七項中「すべて」を「全て」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第二十七条中「教育委員会規則の」を「規則で」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第二十八条第一項中「教育委員会」を「知事」に、「を適当と認める者」を「が適当と認められる者（以下この章において「保持者等」という。）」に改める。

第二十九条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第三十条中「教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者」を「知事は、保持者等」に改める。

第三十一条第一項及び第四項並びに第三十二条第一項、第四項及び第七項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第三十三条第一項中「教育委員会に」を「知事に」に改め、同項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に改め、「前項の」の下に「規定による」を加える。

第三十五条第一項中「教育委員会」を「知事」に、「を適当と認める者」を「が適

当と認められる者（以下この章において「保存者」という。）」に改める。

第三十六条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第三十七条中「教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者」を「知事は、保存者」に改める。

第三十八条第一項及び第三十九条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四十条第二項中「特別の事情」を「当該県指定史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要」に改め、「ときは、」の下に「法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の」を加え、「責に」を「責めに」に改める。

第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第四十四条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四十五条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第四項中「第三項で」を「前項において」に改める。

第四十七条第一項及び第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四十八条第一項及び第二項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第六項中「すべて」を「全て」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第五十条第一項中「教育委員会」を「知事」に、「を適当と認める者」を「が適当と認められる者（以下この章において「保持者等」という。）」に改める。

第五十一条中「教育委員会は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者」を「知事は、保持者等」に改める。

第五十二条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第五十三条中「き棄し」を「毀棄し」に改める。

第五十四条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第五十五条中「教育委員会」を「知事」に、「現状の変更」を「現状変更」に改める。

（奈良県立橿原考古学研究所条例の一部改正）

10 奈良県立橿原考古学研究所条例（昭和五十五年三月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「考古学研究所及び」を削る。

（奈良県立飛鳥京跡苑池条例の一部改正）

11 奈良県立飛鳥京跡苑池条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十六号）の一部を次

のように改正する。

第三条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。